

太田市産農畜産物等ブランド化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市産農畜産物のブランド力向上を図ることを目的とした、市内で生産された農畜産物又はこれを主たる原料とする加工品（以下「太田市産農畜産物等」という。）のブランド化及び販売促進等に資する事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で太田市産農畜産物等ブランド化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 太田市産農畜産物等の知名度向上及び新規販路の確立に資する事業
- (2) 特色ある太田市産農畜産物等を新たに開発する事業
- (3) 農業生産工程管理の認証取得を推進するために必要な指導員等の資格取得に要する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、市税等を滞納していないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、市内で農業を営んでいる個人
- (2) 本市に所在する農業を営む法人
- (3) 構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録されている農業者で構成される団体であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 代表者の定めがあること
 - イ 組織及び運営に関する規約が定められていること
 - ウ 団体の所在地が本市内にあること

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 委託費
- (2) 普及推進費
- (3) 原材料費
- (4) 資材費

(5) 印刷製本費

(6) 指導員基礎研修に要する受講登録料等の経費（交通費、宿泊費及び更新のための経費を除く。）

(7) その他市長が必要と認めるもの
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号及び第2号に規定する事業 補助対象経費の総額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

(2) 第2条第3号に規定する事業 補助対象経費の総額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、指導員等1人当たり5万円を上限とする。

（申請書の添付書類）

第6条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次の各号に定める書類とする。

(1) 市税等完納照合票（別記様式）

(2) 第2条第1号及び第2号に規定する事業にあつては補助対象事業に係る見積書の写し、同条第3号に規定する事業にあつては申込関係書類の写し

(3) 申請者が第3条第1号に規定する個人である場合は、市内で農業を営んでいることが確認できる書類（当該個人が認定農業者である場合を除く。）

(4) 申請者が第3条第2号に規定する法人である場合は、履歴事項全部証明書（当該法人が認定農業者である場合を除く。）

(5) 申請者が第3条第3号に規定する団体（当該団体が農業協同組合である場合を除く。）である場合は、当該団体の規約及び構成員の名簿
（書類の整備等）

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、第7条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。